

令和2年第1回度会町議会定例会会議録

招集年月日 令和2年3月5日

招集場所 度会町議会議場

開議 令和2年3月5日（午前8時45分）

出席議員 1番 大西 徹 2番 大野 原徳 3番 中西 久博
4番 長谷川多一 5番 貞森 義和 6番 若宮 淳也
7番 西井 仁司 8番 舟瀬 勝 9番 濱岡 裕之
10番 牧 幸作 11番 中森 慰

欠席議員 なし

地方治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 忠彦	福祉保健課長	岡田 美和
副 町 長	西岡 一義	水 道 課 長	山下 弘文
総 務 課 長	中西 章	産業振興課長	作野 和幸
防災環境課長	中西 章	建 設 課 長	北村 晴紀
まちづくり推進課長	山下 喜市	会計管理者兼出納室長	中井 均
税 務 課 長	森井 裕	教育委員会教育長	中西 正典
住民生活課長	中井 宏明	教育委員会事務局長	中川美知彦

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	岡谷 吉浩	書 記	阪口 昇吾
書 記	倉田 晃旗	書 記	中村 公洋

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案の上程（議案第1号～議案第21号）
- 日程第5 提案理由の説明（議案第1号～議案第21号）
- 日程第6 質疑（議案第1号～議案第21号）
- 日程第7 討論（議案第21号）
- 日程第8 採決（議案第21号）
- 日程第9 常任委員会付託（議案第1号～議案第20号）

上程議案

- | | | |
|--------|---|-------------------------|
| 議案第1号 | 令和2年度 | 度会町一般会計予算 |
| 議案第2号 | 令和2年度 | 度会町国民健康保険特別会計予算 |
| 議案第3号 | 令和2年度 | 度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 |
| 議案第4号 | 令和2年度 | 度会町介護保険特別会計予算 |
| 議案第5号 | 令和2年度 | 度会町郡指導主事共同設置事業特別会計予算 |
| 議案第6号 | 令和2年度 | 度会町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議案第7号 | 令和2年度 | 度会町水道事業会計予算 |
| 議案第8号 | 令和元年度 | 度会町一般会計補正予算（第4号） |
| 議案第9号 | 令和元年度 | 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 議案第10号 | 令和元年度 | 度会町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 議案第11号 | 令和元年度 | 度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号） |
| 議案第12号 | 度会町課設置条例等の一部を改正する条例について | |
| 議案第13号 | 度会町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について | |
| 議案第14号 | 度会町監査の執行に関する条例等の一部を改正する条例について | |
| 議案第15号 | 職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例について | |
| 議案第16号 | 度会町分担金徴収条例の一部を改正する条例について | |
| 議案第17号 | 度会町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について | |
| 議案第18号 | 度会町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について | |
| 議案第19号 | 注連指辺地に係る公共的施設の総合整備計画について | |
| 議案第20号 | 立花辺地に係る公共的施設の総合整備計画について | |
| 議案第21号 | 工事請負変更契約の締結について | |

◎開会の宣告

（9時40分）

○議長（濱岡 裕之） ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しておりますので、令和2年第1回度会町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において指名いたします。

1 番 大西 徹 議員

2 番 大野 原徳 議員

◎会期の決定

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から3月13日までの9日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日から3月13日までの9日間に決定いたしました。

なお、今期定例会の日程は、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めたいと思いますので御了承をお願いいたします。

◎諸般の報告

日程第3 諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定による令和元年11月分、12月分及び令和2年1月分の出納検査の結果報告が提出されておりますので、細部については、事務局において御高覧いただきたいと思います。

次に、今期定例会の議事説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表にしてお手元に配付いたしましたので御了承を、お願いいたします。

また、町長より広報掲載のため、「議会開催中の写真を撮影したい」との申し出がありましたので撮影の許可をいたしました。皆様の御協力をお願いいたします。

◎議案の上程(議案第1号～議案第21号)

日程第4 本日、町長より提出されました議案第1号から議案第21号までを、お手元に配付いたしました議案一覧表により一括上程し、議題といたします。

◎提案理由の説明(議案第1号～議案第21号)

日程第5 それでは、提案者中村町長より提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長(中村 忠彦) 皆さん、おはようございます。

令和2年第1回度会町議会定例会を招集させていただきましたところ、公私何かと御多忙の中、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症は、昨年12月以降、急速な勢いで世界に広まっており、国内でも感染が多数報告され、「首相の臨時休校要請」など取り巻く環

境は刻一刻と変化しており、当町におきましても、「県のイベントの開催基準」に準じて、各種事業や行事等につきましても中止や延期措置をとっております。

また、臨時休校措置に伴う放課後児童クラブの受入体制の構築と柔軟な対応に徹するとともに、保育所を含めた各施設利用者に対する健康状態のチェックと予防対策の強化に努めております。

小・中学校におきましても3月2日から24日までを臨時休校とし、また、卒業式は感染症対策を万全にし、規模を縮小して実施することにいたしました。

臨時休校中における在校生の学習につきましては、家庭訪問等により学習課題を配布し、自学自習できるよう対策を講じております。

住民の皆さん向けには、ホームページやケーブルテレビ、本日発行の町広報紙で相談窓口や予防方法の周知等を行っております。

また、役場庁舎内におきましては、消毒箇所をふやし、各窓口にマスク配置などを行い、感染防止対策を徹底すべく取り組んでおるところでございます。

まずは、住民の皆様方の安全を第一に考え、県と一体となって全力で対応していきたいと考えております。

それでは、令和2年第1回度会町議会定例会の開会に当たりまして、私の町政運営に対する所信を申し述べ、町議会及び町民の皆様方の御理解、御協力を賜りたいと思っております。

国は、本年、日本でオリンピック・パラリンピックが開催されることにより、地域の魅力を世界へ発信する絶好の機会と捉え、地域の伝統や食文化など地方創生を通じた観光立国を目指すとしております。また、相次ぐ自然災害の教訓を生かし、防災・減災、国土強靱化を進め、災害に強いふるさとを創り上げるとし、「地方にこそ、チャンスがある。」と都市と地方の移住・就業ニーズのマッチングなど将来的な転出入均衡目標の実現を目指すとしております。

また、同一賃金、同一労働のスタートにより、厚生年金の適用範囲を広げ、働く意欲のある高齢者の就業機会を確保するなど、働き方の変化をもたらしながら、年金、医療、介護全般にわたる改革を進めるとしております。医療・介護予防を強化し、いつまでも健康で活躍できる社会づくり、子供からお年寄りまで全ての世代が安心できる全世代型社会保障制度を目指し、改革を実行するとしております。

当町には、「支え合う」、「助け合う」という古くからの培われた愛郷心という力があります。一方で、共働き世帯の増加や核家族化の進行などにより地域コミュニティの減退も懸念がされます。

また、緑豊かな山々と清らかな宮川、一之瀬川、その恵みを受けた土壌があります。他方、近年多発化、激甚化する自然災害により森林の荒廃、河川の氾濫、農業基盤へのダメージが懸念をされます。

こうした中、当町に息づく地域の力を最大限に活かし、生まれ育った地域のかげがえのない自然・文化を守り、誰もが笑顔で安心して生き生きと暮らせる環境を整備すること、次世代に繋いでいくことこそが私たちの大切な使命であると考えます。

私は、町民の皆様が、我がまちに誇りと愛郷心を持ち続けられるよう、全力で町政運営に邁進する所存であります。

まず、「まちづくり推進」について申し上げます。

誰もが安全で快適に過ごせるまちであり続けるためには、当町の現況や課題を捉え、多様な主体が協働でまちづくりを進めていくことが重要であります。

令和3年度からスタートする第7次総合計画の策定に、今年度から来年度にかけて取り組んでおります。

地域の課題解決を図り、魅力あるまちづくりを一層推進していくための重要な指針であると認識し、地域の方々の声も聞きながら、まちづくりの方向性を打ち出してまいります。

次に、災害対策について申し上げます。

近年、相次いで発生する自然災害は、日本各地に甚大な被害をもたらしております。当町におきましても、道路の冠水により、人命が失われたり、家屋の床下・床上浸水、護岸の決壊、農林業施設・農作物への損害など、これまで甚大な被害を受けてまいったのは例外ではございません。

こうしたことから、町民の皆様が、災害情報をさまざまな手段で安定的に得られるよう発信していく体制を整備いたします。

また、宮川が増水した際に、氾濫する可能性のある河川整備や避難場所として指定されている施設の防災対策、維持管理対策についても、さらに進めてまいります。

こうした取り組みを初め、その他災害対策に係る事業を一層推進することにより、激甚化する自然災害から町民の皆様や来町者の生命、財産を守り、災害に強いまちの実現を図ってまいります。

国は、昨年、消費税率の引き上げが行われる中、経済の回復基調が持続するようあらゆる臨時、特別の措置がなされた政策効果も相まって、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環がさらに進展する中で、内需を中心とした景気回復を見込んでおります。

一方で、通商問題が世界経済に与える影響や海外経済の動向、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要があるとしております。

我がまちの財政状況は、歳入では、町民税は生産年齢人口の減少など社会減の影響を勘案し、微減としたものの、町内に建設されました民間の風力発電設備数の増加により固定資産税の増加を見込んでおります。

また、地方交付税は、地方財政計画上の伸びや当町の税収見込み、財政需要、令

和元年度実績等を総合的に勘案し、当初予算比では微増と見込んでおります。

一方で、歳出では、子育て環境・教育環境の整備、高齢者・障がい者サービスの充実、災害対策の強化、インフラ・公共施設の保全や長寿命化などさまざまな行政需要が増大をしております。

このような状況から令和2年度予算は、過去最大級の規模となっており、基金繰入額も例年以上に増加したため、今後より一層健全な財政運営を推進していく必要性を痛感しているところでございます。

予算編成に当たりましては、予算編成方針により、町政の課題や財政状況など、全庁的な意識の共有を図った上で、町民福祉の向上に必要な取り組みに対して重点的に予算配分をしたところであります。

私が町民の皆様方から付託を受け、町政を預かるに当たりまして、公約に掲げました町の明るい未来のために4つの基本目標に基づく主な取り組みについて申し上げます。

一つ目、子供たちが輝くまちづくり。幼少期からの保育・教育の強化に取り組み、子供たちが立派に度会町を、日本の未来を担う人材となってもらうことを切に願うところでございます。

そこで、まず、役場組織の体制を見直すため、課設置条例の一部を改正し、新たに保健こども課を設置し、より児童福祉に従事する体制を充実させたいと考えております。

施策として、現在、小・中学校に児童・生徒の英語発音や国際理解教育の向上を目的に配置しているALTについて、保育所に年間数回の巡回を予定して、生きた英語に触れてもらう機会の創出を考えております。これには、当面、新たな経費を伴わず、小・中学校のカリキュラムの空きを利用するなどの工夫により可能な範囲でスタートできるものと考えております。

次に、スポーツ・文化教育の充実でございます。

これまでも、子供たちは日々の努力により、スポーツ、部活動、文化活動により輝かしい功績を挙げ、我がまちに明るいニュースを届けていただいているところでございます。

特にスポーツについては、冒頭で触れましたとおり、ことしはオリンピック・パラリンピックが東京で開催され、町民のスポーツに対する関心を高める絶好の機会と考えております。

スポーツや文化活動に取り組む子供たちが、さまざまな障壁等に阻害され、チャレンジできないといったことのないよう、全国大会への派遣支援、学校の部活動環境の整備、社会体育施設の整備などに一步一步、取り組んでまいります。

二つ目でございます。高齢者が元気なまちづくり。住み続けたいと思えるまちづ

くりこそが、私たちに課せられた使命であると考えております。

町内の地域によっては、高齢者がなかなか医療機関や買い物へ出向く交通手段がないなど、お困りの方も少なくないと承知をしているところであります。

現在も、三交バスの赤字路線を自主運行バスとして運行委託し、また三交バスとのアクセスを図りながら、役場、医療機関、商業施設へ出向けるよう地域公共交通対策に取り組んでいるところであります。

今後は、さらにいわゆる交通弱者の方々に対し、利便性の向上を図られるよう、調査・研究を行い、新たな地域公共交通対策に取り組んでまいります。

また、高齢者の自動車運転に対し、少しでも悲惨な事故が起きないように誤発進防止装置の設置を促す施策を講じてまいります。

また、いつまでも健やかに暮らせるよう、現在、参加人口がふえているグラウンドゴルフについて、さらなる増加を目指し、宮リバー度会パークのパターゴルフ場を改築し、グラウンドゴルフ場を新設するなどし、環境整備に取り組んでまいります。高齢者の憩いの場として、また健康づくり、介護・認知症予防として効果を発揮されればと願っております。

三つ目でございます。安心して暮らせるまちづくり。

次に、誰もが望む安全・安心なまちの実現について申し上げます。

近年、異常気象による豪雨や台風など自然災害や地震が頻発し、さらには激甚化し、国内でもいまだ復興の最中で、避難生活を強いられている方々がたくさんおられます。

繰り返しになりますが、当町におきましても、例外ではなく、これまで護岸の決壊や道路の冠水、農林業被害など、幾度となく被害をこうむってまいりました。

これらの災害対策として、補助事業や地方債発行に伴う財政措置を得て、種々の取り組みを積極的に進めてまいります。

まず、無線機器の規格変更に伴い、旧規格である現行の無線設備の使用期限が先に控えることを踏まえ、防災行政無線のデジタル化事業に着手をいたします。これにより、音声の鮮明化や情報伝達手段の多様化を図り、将来的な情報手段の基盤を再構築いたします。また、土砂災害警戒区域やため池ハザードマップ、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域などを掲載する新たな防災マップを作成し、各戸配布、ホームページへの掲載を通じ、防災情報の提供、町民の皆様の防災意識の高揚を図ってまいります。

また、宮川、一之瀬川の増水の影響を特に受ける河川のうち、緊急に整備が必要な河川整備を本年度に引き続き、令和2年度も進めてまいります。

そのほか、宅地化が進む地域の排水対策の検討、指定緊急避難場所を主とした公共施設の維持管理計画の策定、順次進めている社会体育施設の防災対策として、小

川郷体育館非構造部材改修、林道防災など引き続き取り組んでまいります。

また、当町の狭隘な道路事情に対応するため、旋回など敏捷性に優れた救急車の伊勢市消防署度会出張所への配備について伊勢市へ要請し、まさに今、市議会で審議されているところであります。

なお、当町におきましても来年度の広域消防負担金の一部として、これに係る経費を負担することにしております。

町民の皆様が的確に情報が得られるよう、また、避難体制の充実が図られるよう取り組むとともに、災害を未然に防ぐ、また被害の拡大が防止されるような手だてに積極的に取り組んでまいりたいと思います。

4番目でございます。地域の産業が発展するまちづくり。当町の基幹産業の一つであります農林業について、県営事業であります和井野頭首工の補修事業について、引き続き県と密に連携しながら早期の完成を目指し、進めてまいりたいと思います。

農業固有の担い手不足、獣害被害等の恒常的な難しい課題にも県、JA、農業委員会、猟友会など関係組織と協力・連携を図りながら積極的に取り組む所存でございます。

獣害対策につきましては、昨年より捕獲者等の負担を軽減するため、駆除報償を引き上げ、有害鳥獣の捕獲体制を強化し、農作物被害を軽減し、農業従事者の営農意欲の持続に向け取り組んでいるところでございます。令和2年度は、当町の土壌に適し、獣害被害を受けない新たな作物栽培に向け、薬用植物の栽培技術を確立させる事業に取り組みます。

林業では、県の地域再生計画に掲げる地産地消を支える道路整備として、木材取扱拠点であるウッドピア松阪への木材搬出量の増加に向け、県営林道鶴ガ坂線開通事業に引き続き、県と連携して進めるほか、そのアクセス道路の改善として一体的に整備する町道整備につきましても、地方創生道整備交付金を活用し、生活環境改善も含めた事業として取り組んでまいります。

また、町商工会の行う特産品開発や集落営農組織、新規就農者への継続的な支援も行い、地域産業の底上げを図りたいと考えます。

昨年は、たくさんの町民の皆様方の信託を得て、度会町長に就任することができました。町議会の皆様とともに、町の発展に向けさまざま取り組んでまいりました。

町民の皆様、町議会の皆様とともに、誰もが笑顔で暮らせるまちづくりを目指し、度会町の明るい未来のために歩みを進めてまいりたいと思いますので、御理解・御協力を申し上げ、私の所信といたします。

それでは、今期定例会に提案いたしました議案について、御説明をいたします。

今期定例会に、提案いたしました議案は、予算関係11件、条例関係7件、その他3件の合計21議案でございます。

まず、議案第1号 令和2年度度会町一般会計予算について御説明をいたします。
令和2年度は、対前年度5億2,467万7,000円、14.7%増の40億9,715万6,000円でございます。

歳入予算から、順を追って説明をいたします。

款1町税は、対前年度5,612万5,000円増の8億6,251万4,000円を計上いたしております。

13ページの項1町民税の目1個人につきましては3億2,392万7,000円を、目2法人では、前年度と同額2,100万1,000円を計上いたし、項2固定資産税においては、風力発電に係る固定資産税の増加が見込めることから、対前年度6,954万4,000円増の4億4,423万4,000円を計上、項3軽自動車税では、課税実績及び今年度新設の環境性能割による税収を見込み、14ページのとおり対前年度84万2,000円増の3,535万2,000円を。

次に、項4の町たばこ税につきましては、対前年度500万円減の3,800万円を計上いたしております。

款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税については、対前年度150万円減の850万円を、項2自動車重量譲与税は、販売実績が順調であることから対前年度70万円増の2,660万円を計上いたしております。

次に、15ページ、項4森林環境譲与税は、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るために必要な森林整備等への地方財源として、令和元年度から新たに譲与されているもので、対前年度1,661万9,000円増の2,561万9,000円を計上いたしております。

次に、款3利子割交付金につきましては、対前年度190万円減の50万円を見込んでおります。

次に、款4配当割交付金、次の款5株式等譲渡所得割交付金につきましては、それぞれ420万円と210万円を計上いたしております。

次に、16ページ、款6法人事業税交付金については、法人住民税法人税割の減収分の補填措置として、来年度創設される交付金で190万円を計上いたしております。

次に、款7地方消費税交付金については、消費税率が引き上げられたことから、対前年度1,110万円増の1億4,190万円を計上、款8環境性能割交付金については、軽自動車分の交付金を、款1町税、項3軽自動車税として計上したことなどにより、対前年度470万9,000円減の489万1,000円を計上いたしております。

款9地方特例交付金は、これまでの個人住民税における、いわゆる住宅ローン控除による減収補填に加え、新たに、自動車税及び軽自動車税環境性能割軽減による地方税の減収額が補填されることから600万円を見込んでおります。

次に、17ページ、度会町が歳入において大きく依存する款10の地方交付税につき

ましては、地財計画の伸びや町税の増収見込みなど総合的に勘案し、対前年度3,100万円増の14億9,600万円計上をしております。

次に、款12の分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金では、保育所への入所予定児童232名余りのうち、3歳未満の保育所保護者負担金1,440万円を初めとし2,215万3,000円を計上しております。

なお、昨年度から3歳児以上の保育料無料化等に伴い3,138万7,000円の減額計上を行っております。

次に、18ページ、項2分担金、目2農地費分担金では、県営和井野頭首工補修事業分担金として224万円を計上いたしております。

次の款13使用料及び手数料、項1使用料、目1土木使用料については、町道道路敷占用料や、町営住宅など町有施設等の使用料でございますが、遊水プール鏡の利用者数を昨年の実績等から算定し、対前年度76万1,000円減の2,338万1,000円を見込んでおります。

項2手数料では、窓口での諸証明手数料及び美化センターごみ処理手数料など、19ページ、総額441万2,000円を見込んでおります。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金では、節1社会福祉総務費負担金の国民健康保険保険基盤安定負担金を始め、節2障害福祉費負担金に介護給付費負担金などを、また、節3児童措置費負担金に3歳未満被用者児童手当負担金などを合わせて1億6,937万9,000円を計上いたしております。

次に、20ページでございます。

項2国庫補助金では、目1総務費国庫補助金に住宅耐震関係等交付金や、個人番号カード交付事業費補助金、高齢運転者安全運転支援装置補助金など975万5,000円を計上いたしております。

次の目2民生費国庫補助金、節1障害福祉費補助金には、障がいをお持ちの方の生活支援事業補助金を、また、節9子ども・子育て支援交付金に、地域子育て支援拠点事業に対する交付金など合わせて860万9,000円を計上いたしております。

次に、目3衛生費国庫補助金には、浄化槽設置促進のための循環型社会形成推進交付金503万4,000円を計上いたしております。

目4農林水産業費国庫補助金には、節1林業振興費補助金に、美しい森林づくり基盤整備交付金を、次の節2農業振興費補助金に、多面的機能支払交付金などを合わせて677万4,000円を計上。

次に、21ページ、目5土木費国庫補助金では、町道改良事業等に対する社会資本整備総合交付金や、町営住宅の城山住宅の家賃に補填される地域住宅交付金を合わせて4,995万1,000円を計上いたしております。

次に、22ページ、款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金には、国民

健康保険や介護給付費、後期高齢者保険関係等に係る県の負担金 1 億 806 万 4,000 円を計上いたしております。

22 ページから 24 ページまでの項 2 県補助金は、合計 7,649 万 8,000 円を計上いたしております。

まず、目 1 総務費県補助金では、住宅耐震、防災対策等の補助金 660 万 1,000 円を計上いたしております。

23 ページ、目 2 民生費県補助金は、障がい者医療費補助金、子ども医療費補助金など 2,927 万 8,000 円を計上いたしております。

目 3 衛生費県補助金では、浄化槽設置促進事業に係る県補助金等 632 万 5,000 円を計上いたしております。

目 4 農林水産業費県補助金では、節 3 農業振興費補助金に鳥獣被害防止総合対策などに 671 万 3,000 円を計上し、節 5 林業振興費補助金に、一之瀬川の流倒木撤去や町道周辺の危険木伐採の財源として見込まれる、みえ森と緑の県民税市町交付金など 2,092 万 8,000 円を計上いたしております。

次に、24 ページ、項 3 委託金、目 1 総務費委託金では、節 2 徴税费委託金の個人県民税徴収取扱交付金 1,170 万円など合わせて 1,505 万 5,000 円計上しております。

続きまして、款 16 財産収入、項 1 財産運用収入では、目 1 財産貸付収入として、風力発電事業に伴う町有林の借地料など 627 万 5,000 円を計上しております。

続きまして、25 ページの款 17 寄附金、項 1 寄附金、目 2 ふるさと寄附金では、当町へのふるさと寄附金額の実績の推移から、対前年度 300 万円減の 1,000 万円を計上いたしております。

次に、26 ページ、款 18 繰入金、項 2 基金繰入金につきましては、目 1 財政調整基金繰入金 2 億 7,937 万 5,000 円を初め、3 億 6,937 万 5,000 円を計上しております。

次の 27 ページ、款 19 の繰越金には、前年度繰越金として 3,000 万円を計上いたしております。

次に、款 20 諸収入、項 3 雑入、目 1 雑入では、ハロウィンジャンボ宝くじ収益分配金や指定ごみ袋販売など合計 3,841 万 3,000 円を見込んでおります。

次に、29 ページの款 21 町債、項 1 町債、目 2 農林水産業債には、農林業施設の緊急自然災害防止事業に充当するため 1,250 万円を、目 3 土木債には、辺地対策事業及び河川の緊急自然災害防止事業に充当するため 4,900 万円を、目 4 臨時財政対策債につきましては、国において地方交付税として交付すべき財源が不足する場合に、各自治体に地方債を発行させるもので 8,700 万円を見込んでおります。

なお、その償還分は全額、後年度の地方交付税で措置されるものであります。

次の、目 6 消防債には、防災行政無線デジタル化の事業に充当するため、3 億 7,400 万円を、次の目 8 教育債には、小川郷体育館非構造部材改修等工事に充当す

るため、2,800万円計上しております。

以上をもちまして、歳入の概要説明とさせていただきます。

○議長（濱岡 裕之） 暫時、休憩をいたします。

（10時20分休憩）

（10時30分再開）

○議長（濱岡 裕之） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、続きまして、歳出の概要について、順に御説明申し上げます。

まず初めに、一般会計の各科目に計上いたしております職員給与費等の所要総額は、101ページのとおり職員数79名、4億8,742万9,000円でございます。

なお、給与費明細書を本予算書末尾99ページから107ページに掲げておりますので、御高覧を賜りたいと思います。

それでは、31ページの款1 議会費でございます。議会運営活動に係る関係経費6,797万4,000円を計上。

次に、32ページから款2 総務費の予算計上額は、12ページのとおり、対前年度939万7,000円減の5億1,517万7,000円で、予算における構成比は12.6%となっております。

32ページからの目1 一般管理費は、特別職、総務課、出納室職員及び会計年度任用職員の人件費などを計上しております。

その他主要なものとしては、33ページ、節7 報償費に、ふるさと納税報償費として330万円を計上いたしております。

また、総務省から全ての地方公共団体に統一的な基準による財務書類等を作成することが、要請されておりますために、34ページ、節12 委託料に財務書類等作成支援業務委託料247万5,000円を計上いたしております。

次に35ページの目2 文書広報費では、予算額1,094万7,000円により広報わたらいの発行や町例規データベースの更新を行っております。

次の目3 会計管理費へは、出納等にかかる経費として870万5,000円を計上いたしております。

36ページからの目4 財産管理費では、役場庁舎などの維持管理経費、また、今後の公共施設の運用のための個別施設計画を策定する費用など、対前年度910万8,000円増の6,374万6,000円を計上しております。

37ページの目5 企画費には、各種行政システムの保守管理費用や行政チャンネル利用料など、合わせて6,219万4,000円を計上。

なお、38ページ、節12 委託料には、令和3年度から10年間の指針となる第7次度

会町総合計画の策定支援業務委託料や宮リバー度会パークのさらなる発展を求めて、宮リバー周辺開発計画策定業務委託料など合わせて747万7,000円を計上いたしております。

また、39ページ、節18負担金補助及び交付金には、町内へ新たに住宅を取得する方への支援として、移住定住促進事業補助金540万円を計上いたしております。

次の目6 地方バス路線維持対策費には、自主運行バスとして位置づける役場から田口・注連指行き及び田間行き並びに、1日2便の南中村行きの地方バス路線運行委託料、及び町営バス運行委託料など4,216万1,000円を計上。

なお、このうち153万1,000円で、新公共交通網についての調査研究を行ってまいります。

次に、40ページ、目7 交通安全対策費には、急発進事故防止として高齢者安全運転支援事業補助金など263万4,000円を計上いたしております。

次に、目8 諸費には、区事務費補助金、地区集会所の改築補助金など1,323万8,000円を計上いたしております。

次に、41ページ、項2 徴税費、目1 税務総務費は、税務課の人件費関係が主要なもので、4,647万7,000円を計上。

42ページからの目2 賦課徴収費では、町税の課税徴収事務に係る各種電算委託料など4,075万1,000円を計上いたし、個人県民税徴収取扱交付金1,170万円を充当いたしております。

節12委託料においては、固定資産基礎資料作成業務委託料に1,278万1,000円などを計上いたしております。

43ページからの項3 戸籍住民基本台帳費には、戸籍事務に係る人件費や電算システム使用料など2,984万6,000円を計上。

45ページ、項4 選挙費では、選挙管理委員会に要する費用として、目1 選挙管理委員会費に800万6,000円を計上いたしております。

次の項5 統計調査費では、5年ごとに実施されます国勢調査の費用など合わせて334万7,000円を計上。

続きまして、47ページからの款3 民生費は11億3,074万7,000円となり、予算における構成比は27.6%と、大きな割合を占めております。

まず、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費におきましては、人件費など1億6,110万8,000円。

47ページ、節12委託料に、本年度で福祉総合計画として、介護保険事業計画及び障がい者基本計画等を策定することから、令和2年度分として630万円を計上いたしております。

次に、節18負担金補助及び交付金に、度会町社会福祉協議会への補助金2,588万

4,000円、次の節19扶助費には、福祉医療費補助金など2,617万3,000円と、節27繰出金に、国民健康保険特別会計等への繰出金8,850万6,000円などを計上いたしております。

次の目2障害福祉費には、49ページの節19扶助費で、生活介護事業費の6,060万円を主とし、身体及び知的障がい者の施設入所支援費など、合わせて1億6,057万6,000円を計上し、障がい者福祉の充実に努めます。

次の、目3老人福祉費では、50ページの節27繰出金に、後期高齢者医療特別会計繰出金1億3,612万7,000円、介護保険特別会計繰出金1億7,318万6,000円などを合わせて3億931万3,000円を計上し、高齢者福祉の充実に努めます。

次に、51ページ、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費では、主に人件費で623万3,000円を計上いたしております。

目2児童措置費では、節19扶助費に児童手当の給付費と、中学3年生までの子どもの医療費補助金など1億3,918万6,000円を計上するなど、国県支出金1億939万4,000円を充当いたしております。

次に、52ページ、目4児童福祉施設費には、町内3園の保育所運営費として2億8,631万7,000円を計上し、保育サービスの充実に努めます。

53ページの節12委託料に、保育所給食調理等業務委託料3,210万円、また、不測の事態に備えて保育士派遣業務委託料415万8,000円を計上いたしております。

次に、54ページ、目5地域子育て支援センター運営費では、センター運営経費677万円を計上し、国県支出金530万円などの財源を充当いたしております。

次に、55ページからの目6放課後児童クラブ運営費では、その所要額として、2,486万2,000円を見込んでおり、国県支出金230万8,000円、利用者負担金188万1,000円、一般財源2,067万3,000円を財源として運営をしております。

次に、57ページからの款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費は、保健衛生、環境衛生に係る職員の人件費と水道事業に係る負担金が、主要な要素となっており、58ページの節18負担金補助及び交付金には、県道伊勢大宮線の麻加江及び立岡地内のバイパス管新設事業と川上の浄水場整備に係る負担金6,933万4,000円を計上いたしております。

次の目2予防費では、59ページ、節12委託料にインフルエンザや日本脳炎、肺炎球菌感染、風疹など予防接種に要する委託料1,714万1,000円や風疹の抗体価検査委託料に113万円を計上するなど、国県支出金43万5,000円を財源充当し、総額2,078万8,000円をもって感染症予防などに努めます。

59ページからの目4環境衛生費においては、不法投棄防止環境対策経費や合併処理浄化槽設置補助金及び伊勢広域環境組合負担金1億1,043万8,000円など合わせて、1億3,454万6,000円を計上し、国県支出金1,006万8,000円を充当しております。

60ページ、次の目5母子保健衛生事業費では、乳幼児の育児支援や妊婦の保健対策に1,651万9,000円を計上いたしております。

なお、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターの全国展開が、国から求められており、当町は、平成31年度から事業を展開し、妊娠・出産包括支援というくくりで費用を明示しております。

次の62ページ、目6健康増進対策費にあつては、1,081万7,000円を計上し、従来からも実施しているがん検診を初め、生活習慣病の予防対策を実施し、町民一人一人がみずからの健康づくりに主体的に取り組めるよう支援をいたします。

63ページ、項2清掃費、目1塵芥処理費では、美化センターを中心としたごみ収集処理対策費用など、対前年度1億3,257万7,000円減の5,834万2,000円を計上いたしております。

予算額が大幅に減少しておりますのは、美化センター旧炉2基について、解体撤去が完了することなどからでございます。

次に、65ページから款5農林水産業費ですが、対前年度1,230万2,000円増の1億6,545万6,000円で予算における構成比は4%となっております。

項1農業費、目3農業振興費では2,510万8,000円を計上し、主要産品である茶業振興のための施策や、農地の荒廃防止対策に努めます。

また、有害鳥獣による農作物被害の軽減対策のため、節7報償費に、有害鳥獣駆除報償費1,018万円を、66ページ、節12委託料に当町の土壌に適した新たな作物の栽培手法を構築するため薬用植物栽培技術確立事業を218万4,000円、また、節18負担金補助及び交付金に農業機械購入助成事業補助金を交付する費用など、712万6,000円を計上いたしております。

次の目4農地費では、町管理農道の維持管理、坂井地区の農業施設の改良工事として、68ページ、節14工事請負費に1,150万円を計上し、節18負担金補助及び交付金に県営事業として施行する和井野頭首工補修事業の負担金として、560万円を計上するなど、合わせて4,250万円を計上いたしております。

目6多面的機能支払事業費には、10の組織がそれぞれの地域で行う水路、農道等の施設の管理保全活動、草刈りや植栽活動などの環境保全活動に対する交付金として国県支出金816万9,000円を財源として1,079万3,000円を計上いたしております。

次に、69ページ、項2林業費、目2林業振興費においては、みえ森と緑の県民税市町交付金など国県支出金1,193万円を財源として2,094万6,000円を計上し、間伐等適正な森林管理を推進するなど林業の振興を図ります。

70ページ、節12委託料に、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用し、川上地内水源林の間伐を実施するため、水源林整備業務委託料972万円を、また、森林環境譲与税を活用した森林管理制度を実施するため委託料として、250万円を計上いたし

ております。

次の目3林道事業費においては、林道川上線の改良工事、また、林道麻加江小萩線など町管理林道の維持管理費用を、対前年度473万6,000円増となる2,498万6,000円を計上いたしております。

次の目5治山事業費では、県営事業の附帯工事に要する費用など360万円を計上いたしております。

71ページからの款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費におきましては、72ページ、節12委託料に伊勢茶のプロモーション事業や宮リバー度会パークへの誘客を進める事業などの業務委託料として658万3,000円を、節18負担金補助及び交付金には、商工会運営費補助金、春まつり実行委員会補助金など2,624万5,000円を計上し、地場産業や町の活性化を図ります。

73ページからの款7土木費は、対前年度9,273万6,000円増の3億8,240万7,000円で、予算における構成比は9.3%となっております。

まず、項1土木管理費、目1土木総務費には、建設課関係の人件費及び地籍調査事業費用など、4,587万6,000円を計上。

74ページ、項2道路橋梁費、目1道路維持費では4,136万4,000円を計上し、町道の草刈りや舗装、道路台帳の整備など、町道の適切な維持管理に努めます。

次の目2町道新設改良費におきましては、柳橋の撤去、町道棚橋25号線道路改良など、生活道路の充実と改良、県の地域再生計画に掲げる地産地消を支える道路整備の一環として、県営林道鶴ヶ坂線と一体的に行う町道川南線ののり面保護や注連指地内の道路改良、また、さらには、宅地化が進む棚橋・大野木地区の道路排水計画を策定いたしたく、国県支出金4,720万8,000円、辺地対策事業債2,500万円、まちづくり施設等整備基金2,000万円を財源に1億7,491万円を計上いたしております。

次に、75ページ、目4県道新設改良費では、県道伊勢大宮線長原地内の県が行う道路改良工事に附帯します取付工事費用など2,400万円を計上いたしております。これにつきましても、まちづくり施設等整備基金2,000万円をあて、取り組んでまいります。

76ページの項3河川費では、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用して、河川内の立木を撤去する経費など節12委託料に750万円を、また、緊急自然災害防止対策事業債を活用して、節14工事請負費に2,400万円を計上し、河川の保全に努めてまいります。

次の項4施設管理費、目1公園管理費では、宮リバー度会パークと、日の出の森の維持管理経費として、対前年度851万9,000円増の1,760万7,000円を計上いたしております。

なお、14節工事請負費には、宮リバー度会パークへのあずまや新築工事やグラウ

ンドゴルフ場の整備費など1,007万円を計上いたしております。

77ページの日2山村広場施設管理費、日3バザールわたらい施設業務管理費では、山村広場栗山と、バザールわたらいの維持管理に係る経費を、それぞれ計上しておりますが、日3バザールわたらい施設業務管理費には、昨年度バザールわたらいの空調設備の改修が完了したことから、対前年度1,043万3,000円減の602万2,000円を計上いたしております。

78ページ、日4遊水プール鏡運営費では、節14工事請負費に、ウオータースライダー内面塗装工事など800万円を計上し、来場者に安心して楽しく利用していただけるプールの運営を推進をいたします。

次に、79ページ、項5住宅費では、町営住宅城山団地・清風団地の維持管理経費など228万2,000円を計上しておりますが、長寿命化計画を策定するための事前調査費用を見込み、対前年度49万7,000円を増額をしております。

次の款8消防費におきましては、対前年度3億8,189万3,000円増の5億8,375万6,000円で、予算における構成比は14.3%となります。

まず、日1非常備消防費には、消防団員の報酬及び活動費の所要額と退職団員の退職報償金など1,952万9,000円を計上いたしております。

80ページ、日2消防施設費では、他市町の基準財政需要額も考慮して算出される広域消防負担金について、救急車の購入を見込むなど、対前年度1,071万1,000円増の1億3,862万8,000円を計上いたしました。

日3防災費におきましては、対前年度3億7,304万1,000円増の4億2,344万9,000円を計上し、気象情報の取得や防災行政無線の維持管理、木造住宅耐震補強推進など、減災力を高める施策とともに、防災備蓄品の整備を進め、迅速で適格な災害時の対応を目指してまいります。

防災費の増額要因は、冒頭でも説明させていただきましたが、スプリアス規格の変更に対応するため、また、アナログ機器の老朽化対策に伴う防災行政無線のデジタル化事業でございます。財源といたしましては、緊急防災・減災事業債を活用し、対象とする事業費3億7,400万円に対して100%の充当をもって対応をいたします。

なお、緊急防災・減災事業債は、償還金の返済時、返済額の70%が交付税措置される制度で、原則、令和2年度までの時限措置とされております。

続きまして、82ページから款9教育費におきましては、対前年度3,401万1,000円増の4億1,466万8,000円で予算における構成比は10.1%を占めております。

83ページの項1教育総務費、日2事務局費は、教育委員会事務局学校教育関係の人件費や、度会郡指導主事共同設置負担金など4,598万4,000円を計上いたしております。

次に、84ページからの項2小学校費、日1学校管理費においては、1億2,808万

円を計上し、学校教育の充実を図ります。

これまでと同様に、主要な施策として進める学習支援員の配置や、スクールバスの運行、教育環境整備に加え、86ページの節18負担金補助及び交付金において、前年度に引き続き、給食費を補助するため、967万1,000円を計上し、子育て家庭の負担軽減を図ることとしております。

次に、87ページ、項3中学校費、目1学校管理費においては、1億1,261万3,000円を計上し、学校教育の充実を図ります。

中学校費でも、これまでの主要な施策は小学校費と同様でございますが、89ページ、節12委託料にALT2名分の委託料として935万円を計上し、生きた英語教育、国際感覚や異文化への理解を深める取り組みを進めます。

また、節18負担金補助及び交付金には、全国大会へ出場する選手を支援するため、全国大会等選手派遣費補助金135万1,000円を計上しております。

なお、子育て支援対策の一環として、90ページ、節18負担金補助及び交付金に給食費を補助するため、569万5,000円を計上いたしております。

次に、項4社会教育費において、目1社会教育総務費には1,834万8,000円を、91ページ、目2公民館費には1,747万9,000円、92ページ、目3ふるさと歴史館費に137万5,000円、93ページからの項5保健体育費、目1保健体育総務費には629万4,000円、94ページ、目2体育施設費には3,487万2,000円を計上し、町民一人一人が、自分に適した方法や手段で、学んだり楽しんだりできる環境づくりに努めます。

なお、95ページ、目2体育施設費、節14工事請負費では、小川郷体育館非構造部材改修工事を行うなど2,640万円を計上し、緊急防災・減災事業債を充当いたしております。

次に、95ページ、目3学校給食施設費では、節10需用費に、県の指導に基づく施設修繕料などを、節12委託料には、学校給食センター調理等業務委託料3,009万6,000円を、節17備品購入費には、蒸気式消毒保管庫等の購入費用557万3,000円など合わせて4,381万円を計上し、地物食材を積極的に活用した、おいしくて安全な給食の提供に努めます。

96ページ、款10災害復旧費については、林道注連指西線において林道災害復旧として工事を進めておりましたが、地すべりが確認されたことから、林道災害復旧工事を終了し、地すべり災害の適用を受けたく、調査に関する費用5,350万円を計上いたしております。

款11公債費については、対前年度413万4,000円増の3億2,550万円を計上いたしております。

予算における構成比は8%を占めております。

なお、8ページの第2表 繰越明許費については、防災行政無線設備デジタル化

事業を、令和3年度末までに完成する繰越事業として計画をしております。御高覧をお願いいたします。

また、起債予定の地方債につきましては、9ページから10ページにかけて、第3表 地方債に、また、当該年度末における地方債の現在高の見込みに関する調書を本予算書の末尾109ページに記載していますので、御高覧賜りたいと存じます。

以上をもちまして、私の所感の一端と議案第1号 令和2年度一般会計予算の概要説明とさせていただきます。

引き続き、議案第2号からは、副町長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（濱岡 裕之） 暫時、休憩をいたします。

(11時5分休憩)

(11時15分再開)

○議長（濱岡 裕之） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、西岡副町長より提案理由の説明を求めます。

西岡副町長。

○副町長（西岡 一義） それでは、町長にかわりまして、順次御説明いたします。

まず、議案第2号 令和2年度度会町国民健康保険特別会計予算でございます。

予算編成につきましては、例年、過去数年の医療費の動向や受診率の推移などを勘案し、県や国保連合会との連携調整による予算計上としていますが、来年度については、政府主導によります市町村事務処理標準システムの導入や医療費適正化に向けた市町の取り組みを、点数化し予算配分する保険者努力支援制度への対応など、それぞれの財政支援を考慮しながら、必要な予算を計上し、予算規模を、対前年度7,267万2,000円増の8億7,922万1,000円と定めております。

まず、歳入でございますが、5ページ、款1国民健康保険税においては、現年度課税分から退職被保険者数の減少などを考慮の上推計し、対前年度280万9,000円減の1億7,550万7,000円を計上しています。

款3国庫支出金は、令和3年3月からマイナンバーカードが被保険者証として使用できるようになることに伴い、国保の被保険者証においても、個別識別ができるよう、今までの被保険者証の番号に枝番をつけ管理するためのシステム改修に要する費用に対し、全て国から補助されるため、197万8,000円を新たに計上しています。

次の款4県支出金においては、県からの資料に基づき計上いたしておりますが、本年度は、市町村事務処理標準システム導入実施に対する交付金3,115万8,000円が交付されることなどから、対前年度6,433万2,000円増の5億8,771万9,000円を計上しています。

款6繰入金は、保険税の算定から対前年度917万1,000円増の1億350万6,000円を

見込み、予算計上いたしております。

なお、繰入金は、一般会計から保険税軽減に伴う財政措置や関係職員にかかる人件費など合わせて、8,850万6,000円の繰り入れを行い、給付費支払準備基金からは1,500万円を繰入措置しております。

次に、6ページの歳出でございますが、款1総務費におきましては、国が国保事務の効率化、標準化、広域化を推進するために開発した市町村事務処理標準システム導入委託料として、3,654万7,000円や被保険者証の番号に枝番をつけ管理するためのシステム改修に要する費用などを合わせて、対前年度3,921万2,000円増の6,053万8,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の過半を占める款2保険給付費につきましては、令和元年度の実績見込額から推計し、対前年度2,539万2,000円増の5億5,709万5,000円を見込んでいます。

次の款3国民健康保険事業費納付金は、三重県が設ける国保特別会計から医療機関へ支払う費用にあてるため、度会町の納付金を支出することを目的とするもので、県の資料により計上いたしておりますが、介護納付金分の増額などで、対前年度235万2,000円増の2億4,009万円を見込んでいます。

なお、平成28年から平成30年においては、年齢調整後の医療指数の平均値は三重県で最も低く、国保における一人当たりの医療費が最も低い状況にあり、県への納付金が低く抑えられています。

款6保健事業費では、対前年度571万6,000円増の1,579万円を計上し、特定健康診査など生活習慣病対策を進めることで、疾病の早期発見や国民健康保険事業の財政健全化を図ります。

続きまして、議案第3号 令和2年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、御説明いたします。

当該予算は、町債の元利償還金と当該貸付金の償還事務に係る事務費でございますが、本年度、令和元年度に老朽化したシステムの移行及び改元対応を終了しましたことから、予算の総額は、歳入歳出それぞれ対前年度92万8,000円減の59万4,000円を計上いたしております。

歳入につきましては、主に、償還収入と一般会計繰入金をもって措置いたしております。

なお、現年度分の町債としましては、このほど返済を済ませましたことから、現在までの予算措置の経緯を踏まえまして、来年度以降の償還収入等を、一般会計へ繰り出す予算計上といたしております。

続きまして、議案第4号 令和2年度度会町介護保険特別会計予算について、御説明いたします。

高齢化に伴い介護保険サービスの利用は増加し、度会広域連合への負担金も増嵩しており、第7期介護保険事業計画や高齢者福祉計画に基づき、高齢者福祉の充実に必要な予算計上としたことから、歳入歳出予算の総額を対前年度1,233万9,000円増の10億2,942万2,000円といたしております。

総括的な事項では、まず、6ページ、歳入において、款1介護保険料に、第1号被保険者保険料を、前年度と同額の2億888万8,000円を計上したほか、款3国庫支出金2億2,870万4,000円、また、第2号被保険者保険料からの介護給付費交付金などを、款4支払基金交付金に2億5,594万1,000円、款5県支出金1億4,252万1,000円、款7繰入金には、人件費等に充当するための一般会計繰入金や、歳入歳出予算額を調整するための基金繰入金を合わせて1億9,335万4,000円計上しています。

次に、7ページ、歳出についてでございますが、款2保険給付費は、居宅介護サービス給付費、地域密着型サービス給付費及び施設介護給付費を主として、9億1,571万円を計上いたしております。

また、款4地域支援事業費については、人件費の関係などから、対前年度1,054万4,000円増額の7,962万3,000円を計上いたしております。

令和2年度においても、当町の高齢者施策の理念である、みんなが満足して自分らしく生きることが出来る町の実現に向けて取り組んでまいります。

続きまして、議案第5号 令和2年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計予算について、御説明いたします。

本予算は、平成18年度から度会郡内の4町で共同設置している指導主事室に係るもので、学校の運営に関する指導や教員の研修などを実施する指導主事2名の人件費及び事務費を計上しており、その財源として構成4町の負担金を充当し、歳入歳出予算の総額を、対前年度25万2,000円増の2,200万円といたしております。

続きまして、議案第6号 令和2年度度会町後期高齢者医療特別会計予算について、御説明いたします。

後期高齢者医療制度は、高齢化の進行に伴い医療費が増大する中で、「高齢者と若年世代の負担の明確化」とあわせて、「65歳から74歳の高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を調整する仕組み」をもって、平成20年4月から施行され、都道府県単位に設置した広域連合による75歳以上の後期高齢者等を被保険者とした医療保険制度でございますが、高齢化の進行に伴い予算額が年々増加いたしており、三重県後期高齢者医療広域連合の資料をもとに算定しましたところ、歳入歳出予算総額は、対前年度1,382万7,000円増の2億743万5,000円となりました。

歳入においては、主として、後期高齢者医療保険料7,130万3,000円、一般会計繰入金1億3,612万7,000円等をもって歳出における事務費の款1総務費に739万9,000円、款2後期高齢者医療広域連合納付金に2億2万6,000円などの財源として充当

するものでございます。

続きまして、議案第7号 令和2年度度会町水道事業会計予算について、御説明いたします。

水道事業につきましては、平成29年4月に上水道へ移行したことに伴い、地方公営企業法が全部適用されることから、他の予算書とは全く違う構成となっています。

この水道事業会計は、水道事業の収支を経理するために設けられた特別会計で、サービス提供の対価としての料金収入や、それに要する人件費・物件費等の営業費用を収益的収入及び支出として、また、水道事業の将来の経営活動に備えて行う建設改良及び建設改良に係る企業債償還等の支出とその財源となる収入を、資本的収入及び支出として整理しています。

1ページの第2条で、令和2年度の業務予定量として給水戸数、給水量及び主要な建設改良事業として、麻加江、立岡、下久具地区配水管工事及び川上浄水施設整備を、第3条で、収益的収入は水道事業収益2億5,801万6,000円、収益的支出は、2ページ、水道事業費用2億9,038万5,000円を計上し、第4条で、資本的収入は1億9,361万7,000円、資本的支出は、3ページに、2億539万1,000円の予定額を計上しています。

次の第5条では、川上浄水施設整備事業に企業債を活用し、財源充当するため限度額6,800万円を定めています。

第3条、収益的収入及び支出の詳細につきまして、説明させていただきます。

30ページの事項別明細書をごらんください。

まず、款1水道事業収益は、項1営業収益と項2営業外収益にわかれ、項1営業収益の主たるものは、目1給水収益、節1水道料金で1億5,576万円を、項2営業外収益では、目2他会計補助金、節1一般会計補助金401万円と、目3長期前受金戻入に補助金負担金等の本年度収益化分9,054万4,000円を計上しています。

次に、収益的支出ですが、款1水道事業費用は、項1営業費用、項2営業外費用、項4予備費の三つに分かれています。

30ページ、項1営業費用の目1原水及び浄水費では、取水及び浄水に要する経費が計上されており、主たるものは、31ページ、節16委託料の施設管理委託料等1,866万2,000円と、節33の南勢水道用水受水費1,299万9,000円でございます。

目2配水及び給水費は、配水管等の施設維持管理に要する経費であり3,038万3,000円、目3業務費は水道料金の徴収、その電算システム及び量水器に係る経費であり、1,181万3,000円計上、目4総係費は、総額を3,848万3,000円とする職員の人件費及び一般管理費で、32ページ、節16委託料には、水道情報管理システムデータ更新等業務委託料736万8,000円を計上しています。

33ページ、目5減価償却費は、有形固定資産減価償却費として1億3,896万円を、

その主たるものは、構築物6,529万8,000円と機械及び装置7,097万7,000円でございます。項2 営業外費用としては、目1 支払利息及び企業債取扱諸費及び目2 消費税を合わせて860万6,000円を計上しています。

続きまして、34ページで、第4条、資本的収入及び支出の詳細につきまして説明いたします。

まず、資本的収入についてですが、項1 企業債には、川上浄水施設整備事業に充当するため6,800万円を、次の項2 出資金には元金償還金に対する出資金として一般会計出資金1,815万9,000円を、項3 負担金には、川上浄水施設整備、バイパス管新設事業など、建設改良事業負担金等として7,253万3,000円を、項4 補助金には川上浄水施設整備事業に対する国庫補助金3,492万5,000円を計上しています。

資本的支出の款1 資本的支出には、項1 建設改良費に、1 ページ、第2条、4 主要な建設改良事業などに係る委託料2,400万円と、工事請負費1億5,020万円を、35 ページ、項2 固定資産購入費には、川上浄水施設整備に必要となる事業地を購入するため、目2 土地購入費に300万円を、項3 企業債償還金には、企業債償還金2,813万1,000円を計上しています。

この川上浄水施設整備事業については、2カ年での完成を目指す約4億円を要する計画であります。

なお、資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額1,177万4,000円は、2 ページ、第4条のとおり、当年度分損益勘定留保資金1,177万4,000円で補填します。

また、その他附属資料として、8 ページに、お金の流れを見るための財務諸表であるキャッシュ・フロー計算書を、9 ページに、給与費明細書を、15ページに、一年間の経営状況を示す予定損益計算書を、17ページに、財産の残高を示す予定貸借対照表を添付いたしておりますので、御高覧をお願いいたします。

上水道事業につきましては、老朽化した施設の更新や耐震化に計画的に取り組み、引き続き、安全・安心な水を安定的に供給することを目指します。

続きまして、議案第8号 令和元年度度会町一般会計補正予算（第4号）について、御説明いたします。

本予算案は、令和元年度が終盤を迎えたため、各種事務事業を精査の上、歳入歳出を調整した上で、872万9,000円減額し、補正後の予算総額を39億2,239万円と定めたところでございます。

歳入におきましては、10ページ、款1 町税、項1 町民税、目2 法人に追加が見込まれます法人町民税700万円を追加計上いたしております。

次に、11ページ、款12 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 土木使用料では、天候不順により遊水プール鏡の来客数が減少しましたことから313万6,000円を減額いたしております。

次の款13国庫支出金、項2国庫補助金、目7商工費国庫補助金では、プレミアム付商品券事業費の減額に伴い、835万2,000円を減額いたしています。

また、13ページ、款14県支出金、項2県補助金、目8災害復旧費県補助金では、林道注連指西線災害復旧工事の中止による事業量の減少に伴い、補助金814万円を減額計上いたしています。次の款16寄附金、項1寄附金、目2ふるさと寄附金では、年末の寄附実績から200万円を追加計上いたしています。

次に、款17繰入金、項1特別会計繰入金、目3介護保険特別会計繰入金では、過年度精算により生じた一般会計への返還分701万4,000円を追加計上いたしています。

なお、今回の補正予算において不足する財源に、財政調整基金を充当すべく、14ページの款17繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金に1,165万8,000円を追加計上いたしています。

次に、15ページ、款20町債、項1町債、目3土木債は、起債対象外事業費の精査により不用となる1,250万円を減額いたしています。

続いて、歳出の主たるものにつきまして、御説明申し上げますが、人件費におきましては説明を省略いたしますので、御了承をお願いいたします。

17ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、令和2年度までの債務負担行為において実施している福祉総合計画策定支援業務について、不用額の精査及び年度間の割り振り変更から300万円を減額いたしています。

目3老人福祉費では、介護給付費の減額に起因した介護保険特別会計繰出金の減額など924万9,000円を減額いたしています。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費では300万円が、また、目5母子保健衛生事業費では135万4,000円が実績見込みにより不用となることから、それぞれ減額いたしています。

次の18ページ、款5農林水産業費、項1農業費では、目4農地費、節13委託料において2カ所のため池を追加し、合計で8カ所のため池ハザードマップを作成いたしたく、260万円を追加計上いたしております。

また、目6多面的機能支払い事業費では、節19負担金補助及び交付金において事業実績から130万円を減額いたしております。

次に、19ページ、項2林業費、目2林業振興費、節13委託料では、山林の境界確認や測量を行う森林管理制度業務委託などにつきましても、事業実績から223万9,000円減額いたしております。

なお、目2林業振興費の減額補正につきましては、森林環境譲与税関連でありますため、当該事業で不用となった譲与税財源分を、23ページ、森林環境譲与税基金に予算計上をいたしております。

19ページ、目3林道事業費、節15工事請負費では、県単林道事業や県営附帯工事

の不用額450万円を減額いたしております。

次の目4公団造林受託事業費、節13委託料では、分収造林地における除伐の受託見込みがないことから190万7,000円を減額いたしております。

次に、款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費、節19負担金補助及び交付金では、プレミアム商品券に関する補助金など835万2,000円を減額いたしております。

次に、20ページ、款7土木費、項2道路橋梁費では、目1道路維持費、目2町道新設改良費、目4県道新設改良費において、本年度事業見込みを精査し、合わせて1,450万円を減額いたしております。

次に、22ページ、款10災害復旧費、項2農林水産業施設災害復旧費では、目2現年災林業施設災害復旧費において、本年度事業について入札差金など不用額の精査を行い300万円を減額いたしております。

款12諸支出金、項2基金費では、目2町債管理基金費、目3教育施設整備基金費、目7まちづくり施設等整備基金費においては、条例規定分の積み立てを計上しております。

また、6ページ、第2表 繰越明許費でございますが、ため池ハザードマップ等作成事業、川口地内道路改良事業、県営和井野頭首工補修事業、普通河川前川護岸整備事業、準用河川五里山川左岸災害復旧事業、林道立岡線災害復旧事業については、事業施工に要する適正な工期を確保することが困難であり、年度内に完了することができない見込みであることから、翌年度への繰り越しについて承認いただくものでございます。

次の7ページ、第3表 地方債補正については、事業費の変更に伴い、起債の限度額を補正しております。

続きまして、議案第9号 令和元年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、御説明いたします。

今回の補正は、一般被保険者療養給付費、高額療養費の増加に伴うものが主たる補正で、歳入歳出それぞれ1,332万9,000円を追加し、予算の総額を8億5,494万1,000円といたしております。

歳入においては、2ページ、款6繰越金に、平成30年度繰越金の未計上額2,461万円追加計上し、款5繰入金、項2基金繰入金において繰り入れる必要がなくなった1,500万円を減額し、また、3ページ、歳出における款2保険給付費の補正を行うべく1,332万9,000円を追加計上いたしております。

次に、議案第10号 令和元年度度会町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正は、本年度の給付費見込み額を精査することなどで、歳入歳出それぞれ6,488万円を減額し、補正後の予算総額を9億8,150万2,000円と定めるものでございます。

歳出においては、9ページ、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費における給付費見込み額を精査し、8,700万円減額し、10ページ、款3基金積立金に介護給付費準備基金積立金として、2,630万5,000円追加計上しています。

なお、歳入については、給付費の減額に伴う国庫支出金を減額し、さらに、平成30年度の繰越金の未計上額1,364万9,000円を追加計上しています。

続きまして、議案第11号 令和元年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について、御説明します。

今回の補正は、今年度の加入状況から、現年度分徴収保険料及び保険料に係る負担金などを精査し、増額が見込まれることから、歳入歳出それぞれ877万7,000円を追加し、補正後の予算総額を1億9,912万3,000円と定めるものでございます。

引き続きまして、条例関係について、御説明いたします。

まず、議案第12号 度会町課設置条例等の一部を改正する条例についてでございますが、多様化する業務や住民のニーズに的確に対応するため、柔軟かつ機動的な行政運営を行えるよう組織を改編し、一部業務分担を見直すことにより、事務の効率化及び住民サービスの向上を図るため、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第13号 度会町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人等の人権を尊重し、不当に差別されることのないよう、所要の規定を整備する必要があるため、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第14号 度会町監査の執行に関する条例等の一部を改正する条例についてでございますが、地方自治法等の一部を改正する法律の施行による条項ずれに対応するため、関係する条例の整備を行うものでございます。

続きまして、議案第15号 職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例についてでございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、関係する条例の整備を行うものでございます。

続きまして、議案第16号 度会町分担金徴収条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方自治法第224条の規定により徴収する分担金について、対象事業に急傾斜地崩壊対策事業を追加し、特に利益を受ける者から分担金を徴収し、事業の費用にあてることができるよう、関係条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第17号 度会町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す

る基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行により、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に見直されることに伴い、関係条例を整備するため、一部改正を行うものでございます。

続きまして、議案第18号 度会町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、消防団員が手薄となる平日日中の火災等災害に対応すべく、機能別団員制度を導入することに伴い、定員を見直し、また、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」により消防団員の処遇改善が求められていることから、団員報酬の増額並びに所要の整備をいたしたく、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第19号 注連指辺地に係る公共的施設の総合整備計画について及び議案第20号 立花辺地に係る公共的施設の総合整備計画についての2議案でございますが、それぞれ注連指地内における町道注連指線並びに、立花地内における町道川南線の整備事業を推進するため、財政上の特別措置となる辺地対策事業債を活用すべく、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定め、これを総務大臣に提出するため、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第21号 工事請負変更契約の締結についてでございますが、度会町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または、処分に関する条例第2条の規定に基づき契約した平成30年度林道注連指西線災害復旧工事について、工事請負変更契約を締結するに当たり、専決処分事項の指定があった8%以内の変更範囲を超えるため、町議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして、提出議案の概要説明とさせていただきますが、予算案、条例案等の詳細につきましては、追って、各委員会におきまして、それぞれ担当課から御説明申し上げますので、何とぞよろしく御審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

暫時、休憩をいたします。

(11時54分休憩)

(13時30分再開)

○議長（濱岡 裕之） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

副町長より提案説明の訂正依頼がありましたので、副町長より説明を求めます。

西岡副町長。

○副町長（西岡 一義） 一部提案説明の修正をお願いをさせていただきたいと思っております。

議案第8号 令和元年度度会町一般会計補正予算（第4号）でございます。

款14県支出金、項2県補助金、目8災害復旧費県補助金の減額でございますが、正しくは、林道立岡線の繰り越し予定に伴う今年度収入見込みの減少が要因でございます。814万円を減額をさせていただいております。どうも申しわけありません。おわびして、訂正をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（濱岡 裕之） 以上のように提案説明を訂正いたします。

◎質疑（議案第1号～議案第21号）

日程第6 これより議案に対する質疑を行います。

議案第1号 令和2年度度会町一般会計予算に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

議案第1号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第2号 令和2年度度会町国民健康保険特別会計予算、議案第3号 令和2年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第4号 令和2年度度会町介護保険特別会計予算の3議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なしの声」あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

議案第2号、議案第3号及び議案第4号の3議案に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第5号 令和2年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計予算、議案第6号 令和2年度度会町後期高齢者医療特別会計予算、議案第7号 令和2年度度会町水道事業会計予算の3議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なしの声」あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

議案第5号、議案第6号及び議案第7号の3議案に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第8号 令和元年度度会町一般会計補正予算（第4号）に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なしの声」あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

議案第8号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第9号 令和元年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第

4号)、議案第10号 令和元年度度会町介護保険特別会計補正予算(第3号)、議案第11号 令和元年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)の3議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なしの声」あり)

○議長(濱岡 裕之) 質疑となしと認めます。

議案第9号、議案第10号及び議案第11号の3議案に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第12号 度会町課設置条例等の一部を改正する条例について、議案第13号 度会町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、議案第14号 度会町監査の執行に関する条例等の一部を改正する条例についての3議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なしの声」あり)

○議長(濱岡 裕之) 質疑なしと認めます。

議案第12号、議案第13号及び議案第14号の3議案に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第15号 職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第16号 度会町分担金徴収条例の一部を改正する条例についての2議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なしの声」あり)

○議長(濱岡 裕之) 質疑となしと認めます。

議案第15号及び議案第16号の2議案に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第17号 度会町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第18号 度会町消防団員の定員、任免、給与、サービス等に関する条例の一部を改正する条例についての2議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なしの声」あり)

○議長(濱岡 裕之) 質疑なしと認めます。

議案第17号及び議案第18号の2議案に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第19号 注連指辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第20号 立花辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第21号 工事請負変更契約の締結についての3議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なしの声」あり)

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

議案第19号、議案第20号及び議案第21号の3議案に対する質疑を打ち切ります。
これで議案に対する質疑を終わります。

◎討論（議案第21号）

日程第7 議案第21号 工事請負変更契約の締結については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。
（「異議なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

◎討論（議案第21号）

日程第8 これより討論を行います。
議案第21号に対する討論を行います。
まず、原案に反対者の発言を許します。
ございませんか。

（「なしの声」あり）

○議長（濱岡 裕之） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

（「なしの声」あり）

○議長（濱岡 裕之） 討論なしと認めます。

議案第21号に対する討論を打ち切ります。
これで討論を終わります。

◎採決（議案第21号）

日程第8 これより議案第21号を採決いたします。
議案第21号 工事請負変更契約の締結についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

◎常任委員会付託（議案第1号～議案第20号）

日程第9 ただいま議題となっております、議案第1号から議案第20号については、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に

付託をいたします。

◎閉議の宣言

本日は、これにて散会いたします。

(13時41分)